

川崎市と世田谷区との連携・協力に関する包括協定書（案）

多摩川でつながり、鉄道及び街道により結ばれた川崎市と世田谷区とは、互いの持つ資源や特長を活かしながら連携及び協力し、それぞれの地域の活性化及び持続的成長に向けた取組みを推進するため、次の条項により協定を締結する。

（連携・協力事項）

第1条 両者は、この協定に定める目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力して取り組むものとする。

- （1）新たなエネルギー施策などによる持続可能なまちづくり
 - （2）多摩川など多様な地域資源の活用によるにぎわいのあるまちづくり
 - （3）災害対策などの相互連携による安全・安心のまちづくり
 - （4）前各号に掲げるもののほか、それぞれの地域の活性化及び持続的発展に資する取組の推進
- 2 前項各号に掲げる事項の取組みの詳細については、両者が協議の上、その都度決定するものとする。

（取組推進のための協議）

第2条 両者は、この協定に基づく取組みを効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

（覚書等の締結）

第3条 第1条第1項各号に掲げる事項の取組みの実施については、必要に応じて、別途、覚書等を締結するものとする。

（協定内容の変更）

第4条 両者のいずれかが、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（疑義等の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義が生じた事項については、両者が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両者が署名の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成26年 月 日

川崎市
川崎市長

世田谷区
世田谷区長